

共有温泉盟約・営業上申合規則

- 箱根湯本温泉場の明治初期の取決め -

大山正雄*

Rules decided early in the Meiji era in Hakone Yumoto Spa

by

Masao OYAMA*

はじめに

温泉の保護と適正利用については1948(昭和23)年に現憲法下に制定された温泉法に基づいて行われている。それ以前は1889(明治22)年発布の帝国憲法第9条の警察大権によって各県各様の取り決めがなされていた。さらにそれ以前は各藩、各村落によった。大きく分けると明治期以前と以降とは大きな違いがある。温泉に対する権利は、前者が村落共同体の共有財産制、後者は資本主義体制下における私有財産制を根拠としている。このように所有権の形態に大きな変遷があるが、明治憲法下においても、また、今日の温泉法についても、温泉権の位置付けに関しては明治以前の慣例から完全には脱却できず、とかく中途半端なことが指摘されている(川島ら、1973)。そこで、今日の温泉法を理解するため、また、これからの温泉の法的定めを行う場合の参考として、明治以前の取り決めを認識しておくことは重要である。

ところで、江戸期までの温泉の取決めは草津や有馬温泉など少数の温泉場を除いて、多くが明文化あるいは資料として残されていない。そして当時のことを知る人はもはや少ない。このため今日に至っては多くが闇の中に消えていった。このことは箱根においても同じである。箱根は関西と関東を結ぶ重要な街道筋にあり、また古い歴史と大温泉場として栄えてきたことから、箱根温泉の状況や紹介について多くの文献が残されてはいる。しかし、温泉場での申合せや温泉権についてはよくわかっていない。こうした中で、1880(明治13)年7月9日に決められた「共有温泉盟約」と「営業上申合規則」は当時の温泉源に対する考えと温泉場の事情を知る資料として貴重であるので載録することとした。

共有温泉盟約

明治時代(1868~1912)の中頃まで湯本の温泉は、湯場の熊野神社の入口にある今日の湯本第9号泉のみであった。この第9号泉は738(天平10)年に浄定坊によ

て箱根で発見された最初の温泉、箱根温泉発祥の湯とされており、足洗いの湯、惣湯、総湯とも呼ばれている。明治初期頃には元泉と称されていたようである。明治時代以前から元泉(源泉)とそこから洩れてくる惣湯は湯本村湯場の19名が共有していた。

「共有温泉盟約」は16条からなっている。内容は2つに大きく分けることができる。

一つは、元泉と惣湯の維持管理と税金の負担についてである。負担金は福住九蔵が最も多く45.8%、次いで小川方平が29.1%、他が2.8~0.7%となっている。要は内湯を持っている福住と小川との2宿が約3/4を、外湯の惣湯を利用する17軒が1/4を負担をしていた。

二つは、温泉源に関することである。温泉はすべて元泉に通じているものであるから、元泉の周辺で穴を掘ったり大木を伐るような地形改変(第七条)たとえ元泉から離れていても元泉に影響を及ぼすような行為をしてはならない(第八条)としている。これは温泉源の保護を意図するものであり、温泉の湧出メカニズムを理解していたともいえる。

営業上申合規則

営業上申合規則は湯本湯場における営業に関する取決めで、9条からなっている。

温泉場で新たに営業をしようとする場合は19戸全員の協議による同意を必要とし、勝手に行ってはならないとしている。また、駕籠、人力車、細工物などに従事する者は村内の者に限ることや旅客や宿泊客の意向にはできるだけ沿うよう努めるべきこととしている。これらは、お客を大切にすることにより共存共栄に努めることをうたっている。豆腐については地元のものを用いるものとしているが、焼豆腐と油揚げはそのかぎりではないとしている。これは、営業を守ることと食品衛生の観点によるものと考えられる。

第三条では、内湯を備えている福住屋と小川屋の2軒が

* 神奈川県温泉地学研究所 〒250-0031 神奈川県小田原市入生田 586
資料, 神奈川県温泉地学研究所報告, 第31巻, 第2号, 127-135, 2000.

ほぼ満員で、受け入れ宿泊客数の残り少ないときはくじ引きで決めるとした。これは需要供給に基づく強者の論理ではなく、公平の論理であって面白い。

おわりに

「共有温泉盟約」と「営業上申合規則」は湯本湯場 19 戸の共存共栄を意図しながらも排他的で、村落共同体の崩壊する明治の社会体制にそぐわない面がある。このため申合事項は比較的早い時期に機能しなくなったと考えられる。共有温泉盟約と営業上申合規則は各 20 冊作成され、湯本湯場 19 戸に各一冊、役場に一冊渡されたが、今日までの 110 年間に多くが失われあるいは埋もれてしまった。この古文書の一部は「湯場物語（小菅，1985）」に記されているが、その原本は 10 数年前に井島房五郎氏と福住九蔵（修治）氏

からほぼ同時期に筆者の知るところとなった。箱根湯本温泉旅館組合は 2000 年で創立 50 周年となるのを機会に記念誌出版を計画している。その編集委員会で「共有温泉盟約」と「営業上申合規則」の行方が話題になったことを機に資料として記することとした。

なお、資料の「共有温泉盟約」と「営業上申合規則」はできるだけ原文に沿ったが、尺はトモ、斫は所、歎は力としたことをおことわりする。

参考文献

川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三（1973）：温泉権の研究，勁草書房，630.

小菅栄一（1985）：湯場物語，湯場物語編集委員会，49.

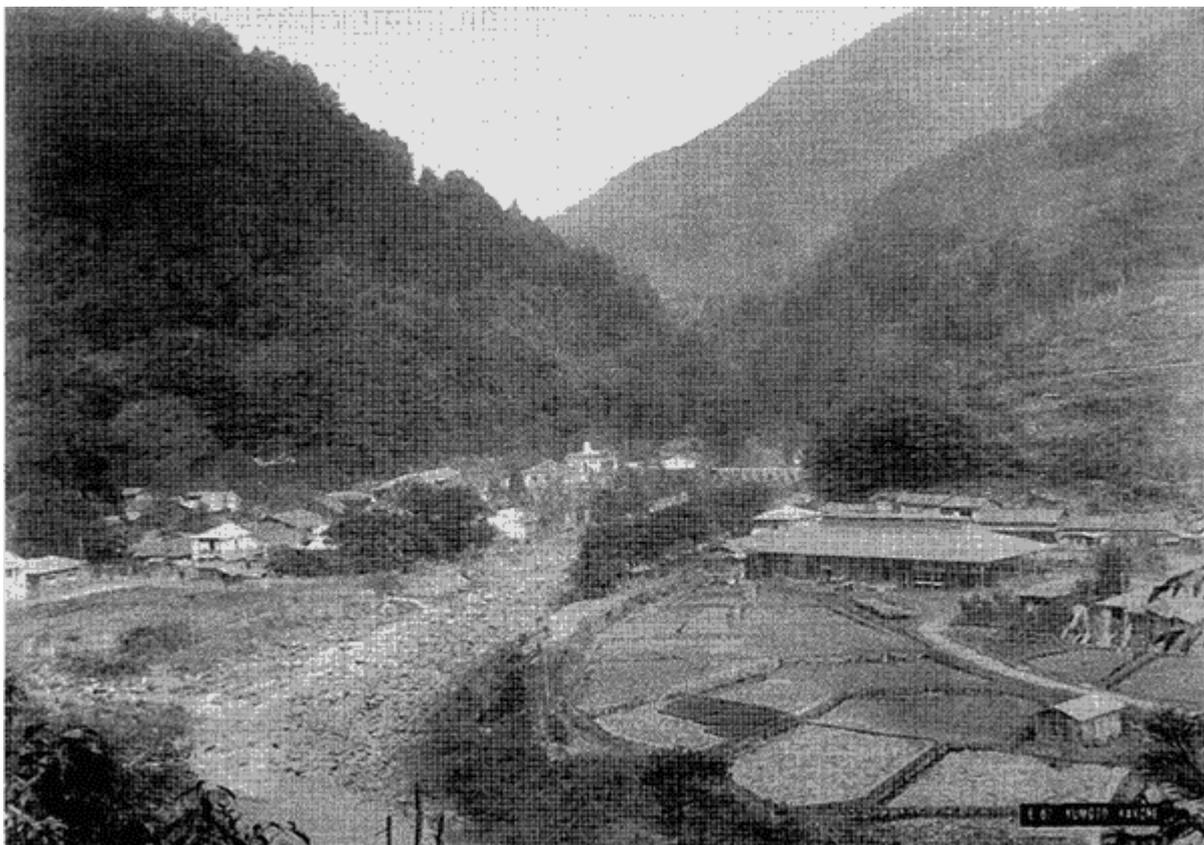


写真 1 1890～1900（明治 23～33）年頃の湯本温泉場（写真提供：箱根町）

共有温泉盟約
營業上申合規則

湯本村宇湯場ハ箱根山間僻地ノ狹里ナレトモ
共有温泉ノ為ニ十九戸之者安心ニ營業致シ
來リタル原因ハ古ヨリ人民申合契約有之ニ
因ルナリ故ニ後世ニ至リ不都合相釀シ苦情
無之為メ舊慣ニ基キ道田一層協議ヲ遂ケ左
之條々ヲ確約セリ

共有温泉之盟約

第一條

一 當地温泉之儀ハ元泉及ヒ連絡ノ惣湯トモ元泉
ノ底下ヲ漏洩シテ自然惣
湯ニ通スルモノヲ云フナリ 古來ヨリ福住九
藏外十八戸ノ共有ナリ依テ舊慣ヲ相守リ
外ニ新規引湯湯船トモ設建等一切不致永世
毫モ變換致ス間敷候事
但共有温泉ノ歩合ハ温泉稅官納之通
ニ候事

第二條

一 元泉分湯ハ卷末関板繪圖之通り福住九藏
曲尺ニテ三寸小川方平回貳寸惣湯同壱寸
深サ三口トモ平均ナリ永世異論無之事

第三條

一 漏湯ト唱ヘ惣湯湯船下ヨリ涌出ル湯第一條ニ
連絡ノ湯ト有之モノナリ
及ヒ滝湯共古來定リノ通り
惣湯ニ相用ヒ候事

第四條

一 関板内ハ勿論滝湯併惣湯湯船敷等惣テ舊
慣ヲ守リ新規ナル製造ハ勿論新規ナル所
へ手ヲ入レ湯船敷等ヲ掘リ候儀堅ク致ス
問敷事
但シ関板及ヒ湯船腐敗スルカ或ハ他
ニ事故出來現ニ差償キ難キ際ハ熟議
之上一同立合修繕ス可シ

第五條

一 関板内元泉水面ヨリ惣湯之水面低キ事方
今現場曲尺貳寸七分有之候間何様之事有
之トモ関板内泉面ヨリ惣湯泉面ヲ右貳寸七
分ヨリ下ケ候儀永世致サ、ル事

一 惣湯下水水道ト福住九藏湯樋水道ト合併
 相成小川方平石内治兵衛福住九藏屋敷下
 ヲ通シ有之舊慣之通り永世異論無之事

一 熊野社地之儀ハ元泉連絡ノ地ニ付該地ニ
 於テ穴ヲ掘大木ヲ伐リ其他地形ヲ變スル
 事ハ總テ不相成候事

一 總テ元泉へ連絡相通シ候場所ハ隔リシ場
 所ニテモ元泉并惣湯等へ差障リ妨害相成
 候儀ハ堅ク致間敷事

一 温泉敷地稅上納方御維新ノ際旧足柄縣廳
 并當神奈川縣廳へ昔上候稅割ノ通り假令
 向後ニ到リ稅金増減有之ト雖トモ左ノ割合
 ニ照準シテ官納可致事

此割 金貳拾圓也 温泉敷地稅
 金九圓十六錢六厘六毛 福住九藏
 金五圓八拾三錢三厘四毛 小川方平
 金五拾五錢五厘五毛 福住與五右二門
 同 金四拾壹錢六厘七毛 小菅嘉兵衛
 同 同 安藤惣太郎
 同 同 石内卯之吉
 同 同 後藤半兵衛
 同 同 後藤万之助
 同 同 田中次郎吉
 同 同 對木藤吉
 同 同 井島伊之右工門
 同 同 井島重三郎
 同 同 安藤藤助
 同 同 内田新太郎
 同 同 占川又兵衛
 同 同 占川元次郎
 同 同 對木弥吉
 同 同 下田半七

一 惣湯宅地稅割方之儀八十九戸同等割ヲ以
 テ官納可致事

一 第十一條
 關板入替并修繕費之儀ハ九藏六ツ割之三
 方平六ツ割之二惣湯六ツ割之一右割合之事

一 第十二條
 惣湯營繕修繕之儀ハ左之通り割合可致事
 但シ事故有之カ不幸打續キ休業セシ
 際ハ一回協議之上減ス可シ

福住九藏
 小川方平
 福住與五右エ門
 小川方平
 小菅嘉兵衛
 安藤惣太郎
 石内卯之吉
 後藤万之助
 後藤半兵衛
 田中次郎吉
 對木嶽吉
 井島伊之右エ門
 井島重三郎
 安藤藤助
 内田新太郎
 古川又兵衛
 古川元次郎
 對木弥吉
 下田半七

但シ舊慣ニ依リ六段割之事

一 第十三條
 内湯両家ハ湯桶其他一切自費之事

一 第十四條
 溫泉ニ關スル費用ハ總テ溫泉敷地稅割ニ
 照準シテ割合致スヘキ事

一 第十五條
 元京地券狀ハ内湯両家ニテ隔年ニ預リ該
 券狀ノ預リ証ヲ一回名宛ニテ両家ヨリ差
 出可申事
 但シ年々九月十五日預ケ替之事

一 第十六條
 宅地券條ハ内湯両人ヲ除キ古川又兵衛外
 十七戸之投票ニテ老ケ年宛可預事
 但シ年々九月十五日投票之事
 右共有溫泉之盟約永久確守可致事

營業上申合規則

第一條

借地借家希望之人有之際ハ該營業向ヲ尋問シテ一同協議之上差置キ可申地主家主一己之勝手ヲ以テ自儘ノ取計不致一同懇親ヲ亡却致ス間敷事

第二條

隱居別家等勝手ニ建設營業不相成候事但シ不得已事故有之營業不致者ハ十九戸協議苦情無之ハ此限ニ非ス

第三條

福住九藏小川方平両家旅客充滿シテ座敷無之際旅客相断リ候ハ其場ニ居合タル者圖引シテ當圖ノ者方へ御泊リ被下度旨ヲ両家ヨリ客人へ依頼候ニ付尚又當圖ノ者ヨリモ客人へ對シ私方へ御止宿被下候様再三相願申ス可シ再三相願ト雖トモ万一客人承諾無之節ハ旅客ノ意ニ任セ他へ案内可申候其際ハ速ニ手ヲ引押願等決シテ致間敷事
但シ當圖ノ宿主ト雖トモ自身ヨリ旅客へ對シ止宿ノ儀ヲ不相願者ハ両家ニテ適宜ノ宿へ案内可申事

第四條

内湯両家駕籠人力車人足出入ハ湯場十七戸ノ内營業望之者へ相定メ其他ノ者一切出入ニ致シ申間敷事
但シ出入之者ハ別紙明治十三年七月定ムル所ノ駕籠人力車申合七規則ヲ堅ク相守可申事

第五條

駕籠指ト唱へ候駕籠人力車世話人ハ右營業スル者ノ内宿主ニテ適當之者相撰ヒ營業人ト協議之上可申付候事
但シ駕籠指ハ大客ニテ手廻リ兼タル時ハ宿ノ雇人へ遣入候事ハ古ヨリ仕来ノ通り尤モ相當ノ賃錢ハ相拂可申候万一本人不得已事故有之際ハ代人ヲ差出シ可申依テ本人不直不實ノ所業有之候ハ右營業人へ協議之上差換可申事

第六條

一 村内駕籠渡世之者途中ニテ客人へ願込候節ハ宿へ引合セ取極メ可申ト客人ヨリ答ヘラシ候テ附添来リ候分ハ駕籠壱丁ニ付一人ハ其者へ可申付一人ハ駕籠指へ可申付事

第七條

一 産物細工物商人出入之者村内之者ニ限リ他村之者ハ差入申間敷事但シ旅客懇意ニシテ御呼寄セノ事ハ此限ニ非ス且細工物出入之者大客ニテ手廻リ兼タル事アレハ家内ノ者同様ニ働キ客人ニ對シ不都合無之様精々注意致シ可申候依テ不直不實之事有之際ハ出入相断可申事

第八條

一 鮮菓子諸品買子湯場内之者ニ限リ他ヨリ差入申間敷候事但シ買子へ能々行儀ヲ教へ客人へ失禮無之様抱主ヨリ可申付事万一不都合アリテ兩家ノ迷惑ニ相成候際ハ買子ヲ速ニ差替可申事

第九條

一 豆腐ハ土地製ヲ用ヒ他ヨリ賣来リ候共買取申間敷候万一豆腐営業之者事故アリテ休業之節ハ近村同業之者へ頼合ヒ差岡無之様取計可申事但シ豆腐製精々注意致シ小田原形之通可致事直段ハ駄賃丈ケ高直タルへシ焼豆腐油揚ハ制外ナリ

右共有温泉盟約及營業上申合規則共各貳拾冊ヲ制シ各自記名調印シ其一冊ハ戸長役場へ差出シ置キ残り十九冊壱戸ニ壱冊宛所持可致候万一此書ヲ失ヒ候者有之時ハ寫シヲ製シ十九戸調印シ戸長役場へ申出其旨ヲ記シ奥印ヲ乞テ相渡シ可申事

明治十三年七月九日

神奈川縣下相模國足柄

下郡湯本村
福住九藏 印
小川方平 印
福住與五右エ門 印
小川方平 印

印

前條々之盟約為後日保証俟也

福住九藏以下十九名代筆

湯本學校教員

黑柳幸吉

印

小田原幸町二丁目

取扱人

林儀四良

印

塔の沢村

戸長

中出暢平

印

湯本村

戸長

對木弥兵衛

印

湯本茶屋

戸長

天野治兵衛

印

小菅嘉兵衛 印

安藤惣太郎 印

石内卯之吉 印

後藤萬之助 印

後藤半兵衛 印

田中次郎吉 印

對木藤吉 印

井島伊之右エ門 印

井島重三郎 印

安藤藤助 印

内田新太郎 印

古川又兵衛 印

古川元次郎 印

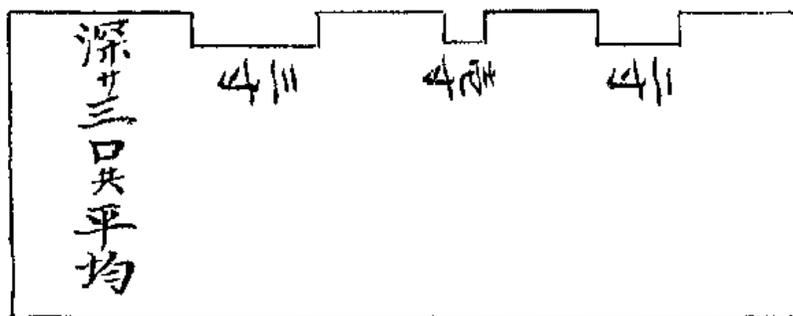
對木弥吉 印

下田半七 印

印

元泉関板分湯之圖

右之通り相違無之候



小川方平

惣湯

福住九減

図1 元泉関板分湯之図